

4. 離島に住む方向けの制度を知りたい

(1)がん治療の渡航費助成(八重山・宮古)

本島や県外での治療が必要ながん患者さんに対し、航空運賃の一部を助成する制度です。後日払い戻されます。窓口にて事前にお問合せください。対象者は、石垣市・宮古島市に住所がある方で、以下の通りです。

- ①「特定疾患」「小児慢性特定疾患」の受給者証を持っている方
- ②悪性新生物疾患(がん)に罹患している方のうち、主治医が「市外の医療機関での通院治療が必要」と認めた方
- ③上記①のうち、低年齢および介護が必要で、一人での通院が難しい方に付き添いで同行する方(患者の2親等以内の親族に限る)

問合せ先 【石垣市】石垣市健康福祉センター ☎ 0980-88-0088
【宮古島市】宮古島市役所 健康増進課 ☎ 0980-73-1978

(2)離島へき地のがん患者等の宿泊支援

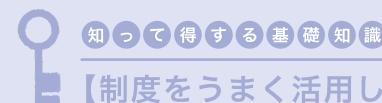
離島・へき地に居住するがん患者さんが、地域では受診できない放射線治療のため、放射線治療が可能な本島中南部の7病院で外来治療を受ける場合、治療に必要な宿泊費の割引を行います。(2015年1月現在)

対象となる人

本島中南部の放射線治療が可能な7病院で外来の放射線治療を受けている離島へき地のがん患者さんと必要な付添人(1名)
【対象居住地】本島と橋が架かっていない離島及び本島の名護市以北
【対象宿泊施設】沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合に加盟し、指定された宿泊施設。具体的な宿泊施設は、沖縄県保健医療政策課までお問合せください。

問合せ先 沖縄県保健医療部保健医療政策課 ☎ 098-866-2169
放射線治療を行っている本島内の7病院 ↗P25

4. 離島に住む方向けの制度を知りたい



【制度をうまく活用しましょう】

がんの治療では近年、新薬の登場などにより、通院しながら日常生活を長くすごせるようになってきました。ただし手術代・薬代といった治療費のほか、交通費など様々な費用がかかります。休業・失業した場合、ご自身やご家族の生活費も考える必要がでてきます。金額が大きすぎて治療が続けられないのではないか。大きな借金をしなければならないのか。こうした強い不安を抱きながら誰に相談していいかわからない方は少なくないことでしょう。



しかし多くの方が利用でき、その不安解消に大きく役立つ制度があります。各々の立場にあった制度もあります。利用にあたっては手続きが必要ですので、制度の名前や仕組みをご自分で理解することが大切です。ここで紹介する情報を元に、ご自身が利用できる制度を見つけてください。もし迷った時は、ぜひ通院・入院なさっている医療機関のソーシャルワーカーへご相談ください。あなたの治療の見通しや適した制度について一緒に考え、あなたの不安に応えるサポートがきっと得られるはずです。



あさどや
サー安里屋ぬ クヤマにヨー

サユイユイ
ちゅ
あん美らさ 生りばしヨー

マタハーリヌ チィンダラ

カヌシャマヨー

(安里屋ユンタ)